

宇土市入札監視委員会 審議概要

【補足事項】

令和2年度第2回宇土市入札監視委員会定例会議について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面審議にて当該会議を実施した。

書面審議完了日		令和3年3月15日（月）	
場 所		書面審議にて実施	
回答者	委員会	村上 泰浩 委員長 伊藤 博士 委員 尾沢 安治郎 委員 中村 司 委員 上拂 耕生 委員	
	市	指名等審査会委員， 事務局（財政課契約管財係，工事検査係）	
審議対象期間		令和2年9月1日～令和3年1月31日	
抽出案件		84(13)	(備考) “カッコ書き”内 は不調及び中止 件数。
一般競争入札		6(0)	
指名競争入札		77(13)	
1億円以上		0	
5千万円以上1億円未満		0	
1千万円以上5千万円未満		31(4)	
5百万円以上1千万円未満		15(3)	
3百万円以上5百万円未満		14(5)	
3百万円未満		17(1)	
随意契約 (予定価格130万円以上)		1(0)	
その他		0	
委員からの意見・質問，それに対する回答	意見・質問		回 答
	次のとおり		次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問及び意見	回 答
<p>・市内業者の受注状況について 市内業者の受注率の低下について理由は何か。</p>	<p>今回の対象期間では、昨年同時期と比較して市内業者受注率は以下のとおりとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内業者受注率(件数) 81.69%(58件/71件) ※昨年同時期 91.38%(53件/58件) ・市内業者受注率(金額) 15.41% (約6億8千万円/約44億2千万円) ※昨年同時期 85.13% (約4億5千万円/約5億3千万円) <p>件数ベースにおいては、発注件数が増えるなかで市外業者の指名競争入札案件も多く、市内業者の受注件数は同規模程度となったが、受注率は低下した。</p> <p>金額ベースでは大きく低下した。これは、庁舎建設工事(3工事分)における特定建設工事共同企業体を「市外業者」として計上したためである。市内・市外業者の合計受注金額は約44億2千万円であり、その内訳として、市内業者が落札した工事は約6億8千万円、市外業者が落札した工事は約37億4千万円となっている。ちなみに、庁舎建設工事(3工事分)では約35億円となっている。</p> <p>今後も市内業者の受注を最優先に考え、発注前には指名業者選定や入札参加資格要件、積算内容等を精査して入札を実施する。</p>
<p>・不調案件について 不調案件が依然として多いように感じる。(前回同時期と同数の13件)内容を精査して再入札しても応札者は少なく、応札者ゼロで入札を繰り返すこともあり、現場の苦勞を感じる。</p>	<p>本市においては、工事発注の平準化を実施しているものの、農業や漁業の影響を受けやすい施工場所では発注時期の制約が発生してしまう。そのため、余裕期間制度を活用する等の対策を講じているが、年度の後半は県工事等の発注も重なり業者の抱える工事件数が複数あることや、特定地区の工事の発注が重なることがあり、他地区の業者は入札参加意欲の低下につながっていることも考えられる。</p>

・ 応札率について

指名競争入札において、応札者の数（応札率）は数年前と比べて全体的に減っているように思えるがどうか。

まず、「応札率」とは、「指名業者数のうち入札した業者数（入札した業者数/指名業者数）」のことを指す。入札した業者には、入札辞退等をした業者は含まれていない。

平成 29 年度以降の指名競争入札における応札率を調査したところ、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて応札率が 30% 台と低い状況が続いたが、令和元年度以降は 40% を超える水準で移行している。

なお、平成 29 年度以降では令和元年度第 1 回定例会議対象期間で 62.34% と最高の数値となっている。

【指名競争入札応札率（不調案件含む）】

- ・ 令和 2 年度第 2 回定例会議
(R2.9.1～R3.1.31) 43.16%
- ・ 令和 2 年度第 1 回定例会議
(R2.2.1～R2.8.31) 58.15%
- ・ 令和元年度第 2 回定例会議
(R1.9.1～R2.1.31) 42.66%
- ・ 令和元年度第 1 回定例会議
(H31.2.1～R1.8.31) 62.34%
- ・ 平成 30 年度第 2 回定例会議
(H30.9.1～H31.1.31) 32.61%
- ・ 平成 30 年度第 1 回定例会議
(H30.2.1～H30.8.31) 32.94%
- ・ 平成 29 年度第 2 回定例会議
(H29.9.1～H30.1.31) 38.24%
- ・ 平成 29 年度第 1 回定例会議
(H29.2.1～H29.8.31) 51.60%

・ 発注工種及び入札方法について

① 今回の対象期間において、各学校のトイレ改修工事が発注されているが、「花園小学校他トイレ改修工事（ID：No.25）」のみが工種が「管工事」であり、その他のトイレ改修工事の工種は「建築工事」となっている。同じトイレ改修工事で、工種が異なる理由は何か。

① 発注工種について、複数の工種が混在する場合は工事費の大きい工種を採用している。「花園小学校他トイレ改修工事（ID:No.25）」では、トイレを洋式化するものであり、管工事である洋式便器設置工事に併せて、建具等の建築工事を行う工事となっている。

当該工事の積算をする中で建築工事の工事費、管工事の工事費を算定したところ、管工事の工事費が建築工事の工事費を上回ったため「管工事」として発注した。各学校のトイ

②また、要綱にて 5,000 万円以上は一般競争入札となっており、金額に応じて一般競争入札と指名競争入札になっている。しかし、落札率を確認すると一般競争入札にて発注した方が指名競争入札より落札率が低い傾向にある。

5,000 万円以上の工事を一般競争入札と機械的に適用することなく、いずれも学校のトイレ改修工事であるような同じ工事の場合は、金額に関わらずすべて一般競争入札とすることを検討すべきではないか。市内業者優先の方針は理解できるが、コスト削減も重要である。

【予定価格順】

ID : No.4 鶴城中学校トイレ改修工事

…建築・一般競争・88.00%

ID : No.5 網田中学校トイレ改修工事

…建築・一般競争・89.86%

ID : No.6 網田小学校トイレ改修工事

…建築・一般競争・86.70%

ID : No.9 緑川小学校トイレ改修工事

…建築・指名競争・98.97%

ID : No.13 住吉中学校他トイレ改修工事

…建築・指名競争・99.26%

ID : No.25 花園小学校他トイレ改修工事

…管 ・指名競争・95.84%

・指名業者数について

以下のことについて、指名業者数が異なる理由は何か。

①建築 A ランクの工事は指名業者数が 6 社～7 社となっているが、「浦田仮設団地みんなの家曳家工事 (ID : No.20)」は 4 社となっている。

②また、土木 B ランクの工事において、指名業者数が 12 社～15 社となっている案件が多いなかで

レ改修工事だが、工事の詳細は学校ごとに異なるため、積算を実施した後に初めて工種が決定するものである。

②ご意見のとおり、一般競争入札で発注した工事が指名競争入札と比較して落札率が低い結果となった。また、同じ工事であるような場合は全て一般競争入札で発注することも可能である。しかし、市としては、これから厳しくなる建設業界で市内業者を育成するためにも「地元業者の受注機会の確保」を考慮することも重要と考えている。そのような中、判断基準として 5,000 万円を一般競争入札と指名競争入札の区切りとし、運用をしている。

①建築 A ランクの指名業者について、「浦田仮設団地みんなの家曳家工事 (ID:No.20)」では、受注制限の対象となっていた業者が 2 社いたため、4 社での指名競争を実施している。受注制限とは、「進行中の工事が 3 件の場合又は進行中の工事の受注合計金額が 5,000 万円を超える場合」は、新たな指名を行わないものである。これは、市内業者の受注機会の平準化を目的とした制度運用となる。

②また、土木 B ランク工事の指名業者についても①と同様に受注制限の対象となっていた

「令和 2 年度 走潟地区用水路改修工事 (ID : No.43)」や「網引地区耐震性防火水槽設置工事 (ID : No.45)」は 10 社となっている。

③さらに、機械工事における指名業者数では、「令和 2 年度宇土終末処理場機械設備改修工事 (ID : No.28)」は 13 社、「令和 2 年度築籠排水ポンプ場 3 号主ポンプ用吐出弁改修工事 (ID : No.50)」と「令和 2 年度 適正化事業 (41 期生) 島の元排水機場除塵設備改修工事 (ID : No.52)」では、10 社となっている。

業者が複数いたため、指名業者数が相対的に少なくなっている。そして、工事施工場所によって、指名する業者が追加となる場合もあるため指名業者数が変動している。

なお、受注制限の対象となっていた業者数は、「令和 2 年度 走潟地区用水路改修工事 (ID : No.43)」では 2 社、「網引地区耐震性防火水槽設置工事 (ID:No.45)」では 3 社であった。

③機械工事については、その工事内容が特殊なものが多く、専門性が高いことから、市内業者の中で受注できる業者が少ないため、市外業者を含めて指名競争を実施している。土木工事、建築工事、舗装工事はランクにより市内業者の指名を行うが、それ以外の工事の場合は、施工実績等を勘案して、市外業者を含め予定価格に応じて一定数の業者を選定するような運用をしている。

「令和 2 年度宇土終末処理場機械設備改修工事 (ID : No.28)」は 13 社、「令和 2 年度築籠排水ポンプ場 3 号主ポンプ用吐出弁改修工事 (ID : No.50)」と「令和 2 年度 適正化事業 (41 期生) 島の元排水機場除塵設備改修工事 (ID : No.52)」では、10 社と指名業者数が異なる。これは、予定価格によって目安となる業者数をあらかじめ規定しているため、予定価格 (工事規模) によって指名業者数が異なるものである。

- ・ 13 社指名 : 予定価格 15,840,000 円
(ID : No.28)
- ・ 10 社指名 : 予定価格 5,577,000 円,
予定価格 5,311,900 円
(ID : No.50, No.52)

なお、土木や建築、舗装では原則市内業者のみの指名となり、ランクに応じて業者を選定しているため、予定価格により業者数は変動しない。

2 指名停止措置等について

【事務局より，期間内の指名停止措置，指名回避措置についての説明】

質問及び意見	回 答
指名停止措置の対応について，事案が発生し，市内業者との信頼関係という視点からは残念であるが，措置はやむを得ないことである。“自分たちの市は，自分たちで創造する”という意思を持つことができるとよい。	工事施工（業務履行）をする際は，公共事業としての目的を最大限に達成できるように発注者，受注者がそれぞれ対等な立場で目的達成のための共通認識を持つことが大事である。

3 抽出事案について

【事務局より、抽出事案3件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

	件名	入札等方式 (入札参加 業者数)	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札 率 (%)
1	宇土市庁舎建設工事（本体 工事） 《対象案件の中で、1番目 に予定価格が高かった案 件》	一般競争 (申請 11 社) (応札 10 社) (共同企業体数)	<p>《工事概要》</p> <p>平成28年熊本地震により被災した宇土市庁舎の改築本体工事を行うもの。</p> <p>【建築工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造：鉄筋コンクリート造 ・一部議場屋根のみ鉄骨造（基礎免震構造）、一部プレストレストコンクリート造 ・階数：地上4階 塔屋1階 ・延床面積：7499.51m²（本体：7260.77m²，付帯施設：238.74m²） ・外構工事，昇降機設備工事，付帯施設（車庫，駐輪場）を含む。 <p>※庁舎建設工事は、「本体工事」，「電気設備工事」，「機械設備工事」の3工事で分離発注を実施。</p> <p>《資格審査会による入札参加資格について》</p> <p>以下は基本的要件以外の資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設工事競合企業体（2社JV又は3社JV）により競争を行うもの。 ・共同企業体の構成員の出資比率は，構成員が2社のときは30%以上，3社のときは20%以上の出資比率とする。 <p>【代表構成員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州管内に主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有すること。また，経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が1,500点以上であること。ただし，熊本県内に主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有する事業者は1,000点以上であること。 ・過去15年間において，延床面積5,000m²以上の公共建築物の施工実績を有すること。または，過去15年間において，延床面積7,000m²以上の民間企業の建築物の施工実績を有すること。ただし，共同企業体の構成員としての事績の場合は，出資比率が20%以上の場合に限る。 	88.38

1	<p>《続》</p> <p>宇土市庁舎建設工事（本体工事）</p>	<p>【代表以外の構成員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県内に、主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有すること。また、経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が 900 点以上であること。ただし、宇土市内に主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有する事業者は 650 点以上であること。 ・施工実績は求めている。 <p>【その他要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する契約に該当するため落札後に仮契約を締結し、議会の議決を得たときに限り、本契約に移行するものである。 ・「宇土市競争契約事務処理要領」第 2 条第 3 号の規定により、入札者が 1 者の場合でも取りやめない。 ・同日入札公告の宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）、宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）の代表構成員又は構成員となる者は、本工事に参加することができない。 ・宇土市内に主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有する事業者は、契約金額の原則 5%以上の金額を下請契約又は資材発注することとする。ただし、宇土市内に主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有する事業者が共同企業体の構成員となる場合はこの限りでない。 	
---	-----------------------------------	---	--

	件名	入札等方式 (入札参加 業者数)	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
2	住吉中学校他トイレ改修工事 《対象期間内の競争入札案件の中で、1番目に落札率が高かった案件》	指名競争 (6社)	「指名審査方針」による。 《工事概要及び指名業者選定理由》 本工事は、住吉中学校及び網津小学校内にあるトイレを洋式化することを目的とし、改修を行うもの。 ・住吉中学校屋外トイレ改修 1式 ・住吉中学校屋内運動場棟トイレ改修 1式 ・網津小学校屋内運動場棟トイレ改修 1式 業者選定については、市内の有資格者の中から本工事と同種工事（建築一式工事）の実績を有するものを指名した。	99.26

	件名	入札等方式 (入札参加 業者数)	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札 率 (%)
3	宇土市庁舎建設工事（電気 設備工事） 《対象案件の中で，1番目 に落札率が低かった案 件》	一般競争 (申請 15 社) (応札 13 社) (共同企業体数)	<p>《工事概要》</p> <p>平成28年熊本地震により被災した宇土市庁舎の改築に係る電気設備工事を行うもの。</p> <p>【電気設備 各一式】</p> <p>受変電設備，発電設備，電力貯蔵設備，動力設備，電灯設備，雷保護設備，構内情報通信網設備，構内交換設備，情報表示設備，映像・音響設備，拡声設備，誘導支援設備，テレビ共同受信設備，監視カメラ設備，防犯・入退出管理設備，火災報知設備</p> <p>※庁舎建設工事は，「本体工事」，「電気設備工事」，「機械設備工事」の3工事で分離発注を実施。</p> <p>《資格審査会による入札参加資格について》</p> <p>以下は基本的要件以外の資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設工事競合企業体（2社JV）により競争を行うもの。 ・共同企業体の構成員の出資比率は，30%以上の出資比率とする。 <p>【代表構成員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州管内に主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有すること。また，経営事項審査における電気工事の総合評定値が1,200点以上であること。ただし，熊本県内に主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有する事業者は900点以上であること。 ・施工実績は求めている。 <p>【代表以外の構成員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県内に，主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有すること。また，経営事項審査における電気工事の総合評定値が900点以上であること。ただし，宇土市内に主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有する事業者は650点以上であること。 ・施工実績は求めている。 	80.05

3	<p>《続》</p> <p>宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）</p>		<p>【その他要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約に該当するため落札後に仮契約を締結し、議会の議決を得たときに限り、本契約に移行するものである。 ・「宇土市競争契約事務処理要領」第2条第3号の規定により、入札者が1者の場合でも取りやめない。 ・同日入札公告の宇土市庁舎建設工事（本體工事）、宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）の代表構成員又は構成員となる者は、本工事に参加することができない。 ・宇土市内に主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有する事業者は、契約金額の原則10%以上の金額を下請契約又は資材発注することとする。ただし、宇土市内に主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有する事業者が共同企業体の構成員となる場合はこの限りでない。 	
---	-------------------------------------	--	--	--

質疑内容

質問及び意見	回 答
<p>《抽出案件 1 関連》</p> <p>抽出案件の「宇土市庁舎建設工事（本体工事）」はかなり高額案件である。しっかりと施工するよう指導監督をお願いする。</p>	<p>庁舎建設は、熊本地震後の復興のシンボルとなるものであり、市民の注目度も非常に高いものと認識している。</p> <p>工事施工に関して、公共事業としての目的を最大限に達成できるように、発注者、受注者がそれぞれ対等な立場で目的達成のための共通認識を持ち、市民の方に長く愛される庁舎を完成させたい。また、新庁舎は防災拠点としても活用予定であるため、受注者、工事発注部署、工事検査係、そして工事監理業務も委託することで、全ての工事関係者が協働して施工管理に努める。</p>
<p>《抽出案件 1 及び 3 関連》</p> <p>宇土市庁舎建設工事（本体工事）【抽出案件 1】と宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）【抽出案件 3】とで、低入札基準価格の算出が異なるのはなぜなのか。</p> <p>宇土市庁舎建設工事（本体工事） …予定価格×92%</p> <p>宇土市庁舎建設工事（電気設備工事） …算出額 ×ランダム係数</p> <p>宇土市変動型最低制限価格制度要綱第 4 条では、低入札基準価格が予定価格の 10 分の 9.2 を乗じた額を超える場合は、予定価格の 10 分の 9.2 を乗じた額とすると規定しているとおおり、どちらの案件も「予定価格×92%」ではないのか。</p>	<p>低入札基準価格は、「宇土市変動型最低制限価格制度要綱」第 4 条（以下「要綱」という。）のとおり算定する。</p> <p><u>宇土市庁舎建設工事（本体工事）</u>では、算出額にランダム係数（0.99000～1.01000）を乗じた結果、低入札基準価格の範囲は、予定価格の 92.06%～93.919%となった。（図 1 の「①」参照）これは、低入札基準価格の上限である予定価格の 92%を超えていたため、要綱に規定するとおおり、低入札基準価格は予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額（予定価格の 92%）となった。</p> <p><u>宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）</u>では、低入札基準価格の範囲が図 1 の「②」（予定価格の 91.431%～93.278%）のとおりとなる。ただし、要綱にて低入札基準価格が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じた額とすると規定されているため、実際の低入札基準価格の範囲は、図 1 の「②」の色付き部分（予定価格の 91.431%～92%）となり、この範囲内で、無作為に決定されたランダム係数を乗じて低入札基準価格を確定している。</p> <p>ちなみに、図 1 「③」の場合では、ランダム係数を乗じて変動する範囲に制限はない。</p>

抽出案件に対する回答

